

### ◎3月24日より運用開始となるマイナンバーカード免許証の扱いについて

JMRC 近畿ダートトライアル専門部会としての見解は以下の通りです。

- ・従来通り、競技会参加受付時に運転免許証は確認を行ってください。
- ・免許証記載内容の証明は参加者の責任において、オーガナイザーに提示できるように用意することとし、  
提示方法は警察庁、警視庁(各県警)等から発表された方法といたします。  
(マイナポータル・アプリ等)

参考：[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei\\_main.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html)

と、関係部署の確認が取れております。  
一番スムーズなのは、マイナンバー免許証と共に従来の免許証も保持されることをお勧めします。  
(マイナンバー免許証を含め、競技当日に提示出来なければ受付受理も出来ませんので、くれぐれもご注意ください)